

令和 7 年 1 2 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

1	報告案件	1
2	議決案件	6
3	同意案件	6 7

資料作成 令和 7 年 1 1 月 1 9 日

1 報告

報告第9号 専決処分の報告について

【処分内容等】

1 損害賠償額の決定について

(1) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和7年10月29日 豊専第30号	令和7年8月19日午後1時50分頃、広路町二丁目地内において、公用車（ごみ収集車）で走行中、幅員の狭い道路で対向車を避けるため道路の左端に寄ったところ、左方に設置されていた道路標識に接触したものの
損害賠償額	174,900円
相手方の損害の程度	道路標識の損傷
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 幅員の狭い道路において、対向車の回避を行う際、公用車の左側の安全確認が不十分だったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 環境部清掃業務課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、幅員の狭い道路で対向車を回避する際には、車両の周囲の安全を十分に確認することについて、周知徹底を図った。</p>

(2) 公用車による物損事故

専決年月日及び専決番号	事 故 内 容
令和7年10月29日 豊専第31号	令和7年8月8日午後0時15分頃、元城町二丁目地内において、公用車で走行中、前方の右折待ちの車両を避けて交差点を直進しようとして道路の左端に寄ったところ、左方に設置されていた歩行者用信号機の支柱に接触したもの
損害賠償額	66,000円
相手方の損害の程度	歩行者用信号機の支柱の損傷
過失割合	豊田市100%、相手方0%
備 考	<p>1 事故発生の原因 右折待ちの車両がある狭い空間を、十分な減速をすることなく無理に通過しようとして、周囲の安全確認が不十分となったことによる。</p> <p>2 事故当事者の所属 都市整備部公園緑地課</p> <p>3 事故の防止策 職場において、前方に右折待ちの車両がある場合は、無理に通過しようとしなないことについて、周知徹底を図った。</p>

2 訴えの提起について
市営住宅等明渡等請求事件

専決年月日 及び専決番号	令和7年10月30日 豊専第32号
相手方	1 2
請求内容	1 市営住宅及び駐車場の明渡し 2 市営住宅の未払家賃及びこれに対する遅延損害金の支払 3 市営住宅の未払の使用損害金及びこれに対する遅延損害金の支払 4 市営住宅の令和7年9月1日以後明渡しまでの間の使用損害金の支払 5 訴訟費用の支払
請求原因	1 相手方が入居承継の権原がないにもかかわらず、市営住宅等を不法に占有していること。 2 相手方が1日分の市営住宅の家賃1,180円及び14か月と24日分の使用損害金53万4,420円を長期滞納していること

【担当課：建築保全・住宅課】

3 工事請負契約の変更について

(1) 豊田市役所南庁舎長寿命化改修建築工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 293,700,000	令和7年3月市議会定例会 議案第60号
変更後金額 (1回目)	B 299,200,000	令和7年5月26日 豊専第21号
変更後金額 (今回)	C 302,390,000	令和7年11月13日 豊専第33号
増 減 額	B - A 5,500,000	
	C - B 3,190,000	
	C - A 8,690,000	
主 変 更 内 容	<p>1 外壁の補修工事等の増加</p> <p>(1) 外壁の染み抜き 90か所→128か所 欠損部補修 0か所→43か所 故障建具の機能回復 0か所→82か所</p> <p>(2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を調査したところ、補修が必要な箇所が確認されたため</p> <p>2 散水用給水設備の追加</p> <p>(1) 給水管の敷設 50m → 75m</p> <p>(2) 3階中庭の土を撤去したところ、既設給水管が新設するウッドデッキの支柱に干渉することが判明し、当該支柱を避けて給水管を設置することが必要となったため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市高岡町東浦10番地 三栄工業株式会社 代表取締役 神谷 光典</p> <p>2 担当課 総務部財産管理課</p> <p>3 完成予定日 令和7年12月15日</p>	

(2) 豊田市役所西庁舎・環境センター長寿命化改修建築工事

区 分	金 額 (単位 円)	議決議会、専決年月日等
変更前金額 (議決金額)	A 250,800,000	令和6年9月市議会定例会 議案第94号
変更後金額 (今回)	B 263,010,000	令和7年11月13日 豊専第34号
増 減 額	B - A 12,210,000	
主 な 変 更 内 容	<p>1 工期延長に伴う現場管理費等の増加 (1) 工期延長 520日→674日 (2) 関連設備工事との調整に伴い、工期延長が必要となったため</p> <p>2 外壁の補修工事の増加 (1) ひび割れの補修 32m→103m 浮きの補修 143㎡→309㎡ (2) 足場を架設し、外壁の劣化の程度を調査したところ、補修が必要な箇所が確認されたため</p>	
備 考	<p>1 相手方 豊田市金谷町七丁目5番地 株式会社マルコオ・ポーロ化工 代表取締役 中西 聖司</p> <p>2 担当課 総務部財産管理課</p> <p>3 完成予定日 令和8年7月31日</p>	

2 議決

議案第119号 豊田市いじめの防止等に関する条例

【要旨】

市全体でいじめの防止等の取組を推進し、もって全ての子どもが安心して生活し、健やかに学び育つことができる社会を実現するため、いじめの防止等の取組に関する基本理念を定め、市、学校及び学校の教職員、保護者、子ども、地域住民並びに事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、いじめの防止等の取組の基本となる事項を定める。

1 定義

(1) いじめ

子どもに対して、その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 学校

学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）及び高等専門学校をいう。

(3) 子ども

豊田市子ども条例第2条第1項に規定する子どもをいう。

(4) 児童等

学校その他これに準ずる施設に在籍し、又は通学する児童、生徒又は学生をいう。

(5) 事業者

市内において児童等を対象とする事業又は活動を行う人又は団体をいう。

2 基本理念

いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の取組は、どの子どももいじめに関わる可能性があることを踏まえ、全ての子どもが学校、地域等で安心して学び、様々な活動に取り組み、育つことができるよう、それぞれの立場で責務を果たし、又は役割を担い、市全体で積極的に行わなければならない。

3 市の責務

(1) 市は、市全体におけるいじめの防止等のために必要な施策を行わなければならない。

(2) 市は、いじめの防止等のために、学校、保護者、地域住民、事業者、関係機関その他の関係者との連携が図られるよう取り組まなければならない。

4 学校及び学校の教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、保護者、地域住民、事業者、関係機関その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、その学校に在籍し、又は通学する児童等がいじめを受けていると思われるときは、その児童等を守り、いじめの早期解消のため適切かつ迅速に対処しなければならない。

5 保護者の役割

- (1) 保護者は、子どもの教育についての第一義的責任を持ち、子どもの気持ちや考えを受け止め、その保護する子どもがいじめを行うことがないよう、日頃から子どもの良き手本となり、規範意識や他人を思いやる心を育てるよう努めなければならない。
- (2) 保護者は、その保護する子どもがいじめを受けた場合若しくはいじめを行った場合又はその保護する子どもからいじめについての相談を受けた場合は、被害を受けている子どもの安全を確保し、速やかに市、学校、事業者、関係機関その他の関係者にその内容を伝えるよう努めなければならない。
- (3) 保護者は、市、学校、事業者、関係機関その他の関係者が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努めなければならない。

6 子どもの役割

- (1) 子どもは、いじめを行ってはならない。
- (2) 子どもは、自分を大切にするとともに、周りの人に対する思いやりを持ち、お互いが大切な存在であると考え、行動するよう努めるものとする。
- (3) 子どもは、いじめをなくすために何ができるかを考え、いじめをなくすことに取り組むよう努めるものとする。
- (4) 子どもは、いじめを見つけたときは、いじめをはやしたてたり、いじめを見て見ぬふりをしたりするのではなく、学校の教職員、保護者等の周りの人に相談するよう努めるものとする。

7 地域住民の役割

- (1) 地域住民は、地域において、子どもの見守り及び子どもが心身ともに健全に過ごすことができる環境づくりに努めなければならない。
- (2) 地域住民は、市、学校、事業者、関係機関その他の関係者が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努めなければならない。

8 事業者の役割

- (1) 事業者は、いじめの防止及び早期発見に努めなければならない。
- (2) 事業者は、市、学校、保護者、関係機関その他の関係者と連携して、児童等が安心して生活し、健やかに成長できる環境づくりの推進に努めなければならない。
- (3) 事業者は、いじめを発見した場合は、被害を受けている児童等の安全を確保し、その被害を受けている児童等及びその保護者の意向に沿いな

がら、市、学校、関係機関その他の関係者と連携して対応する等、いじめの解決のために対処するよう努めなければならない。

(4) 事業者は、従業員等に対して、いじめの防止等に関する研修の機会の確保に努めなければならない。

9 いじめ防止基本方針及びいじめの防止等に関する計画

(1) 市は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第12条の規定に基づき、豊田市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

(2) 市は、基本方針にのっとり、市におけるいじめの防止等に関する計画を定め、総合的に施策を推進する。

10 関係者との連携等

市は、いじめを受けた子ども又はその保護者に対する支援、いじめを行った子どもに対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等の取組が、適切かつ迅速に行われるよう、学校、保護者、地域住民、事業者、関係機関その他の関係者の間の連携の強化及び必要な体制の整備を行う。

1.1 いじめの防止等の取組に従事する人材の確保及び資質の向上

市は、いじめの防止等の取組が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、次のことを行う。

ア 学校の教職員又は事業者の従業員等への研修の充実に関すること。

イ 心理、福祉又はいじめの防止等に関する専門的知識を持つ職員の確保に関すること。

ウ ア及びイのほか、いじめの防止等の取組のために必要な人材の確保及びその資質の向上に資する措置に関すること。

1.2 豊田市いじめ問題対策連絡協議会

(1) 教育委員会は、学校、関係機関その他の関係者との連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、豊田市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

(2) 連絡協議会の委員は、20人以内とする。

(3) 連絡協議会の委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識及び経験のある人のうちから、教育委員会が選ぶ。

1.3 豊田市いじめ防止対策委員会

(1) 教育委員会は、教育委員会と連絡協議会との円滑な連携の下に、基本方針に基づきいじめの防止等の取組を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、豊田市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

(2) 対策委員会の委員は、15人以内とする。

(3) 対策委員会の委員は、公共的団体等が推薦する人、弁護士、心理、福祉等に関する専門的知識を有する人、関係機関の職員、学識経験者その他教育委員会が適当と認める人のうちから、教育委員会が選ぶ。

1.4 豊田市いじめ問題調査委員会

(1) 教育委員会は、法第28条第1項の重大事態が発生した場合は、その重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び審議を行うため、同項の規定に基づき、豊田市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(2) 調査委員会の委員は、15人以内とする。

(3) 調査委員会の委員は、公共的団体等が推薦する人、弁護士、心理、福祉等に関する専門的知識を有する人、関係機関の職員、学識経験者その他教育委員会が適当と認める人のうちから、教育委員会が選ぶ。

1.5 個人情報の取扱い

(1) 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに十分に留意し、その個人情報をいじめの防止等の取組に関する事務の遂行以外のために用いてはならない。

(2) いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

【備考】

1 施行期日 令和8年4月1日

2 関係条例

(1) 豊田市附属機関条例

(2) 豊田市子ども条例

【担当課：学校教育課】

議案第120号 豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

地方公共団体情報システムの標準化等に伴い、個人番号を利用する事務及び当該事務において利用することができる特定個人情報並びに特定個人情報の提供を行うことができる事務を追加する。

- 1 市長が個人番号を利用する事務及び当該事務において利用することができる特定個人情報の追加
 (1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務に係るもの等の追加(令和8年1月5日以後)

個人番号を利用する事務	利用することができる特定個人情報
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの (6) 施設入所支援等関係情報であって規則で定めるもの (7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (8) 公金受取口座情報であって規則で定めるもの (9) 保険給付支給関係情報であって規則で定めるもの (10) 小児慢性特定疾病医療費等給付関係情報であって規則で定めるもの (11) 資金の貸付け等関係情報であって規則で定めるもの (12) 自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの (13) 特定医療費関係情報であって規則で定めるもの (14) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの

	<ul style="list-style-type: none"> (15) 特別児童扶養手当等関係情報であって規則で定めるもの (16) 養育医療関係情報であって規則で定めるもの (17) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの (18) 介護給付等関係情報であって規則で定めるもの
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の各項下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。）	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

- (2) 住登外者宛名番号管理機能を実装するシステムを利用する事務において利用することができる特定個人情報の追加（令和8年1月5日以後）
住登外者宛名番号管理機能を実装するシステムを利用する事務において利用することができる特定個人情報として、住登外者宛名情報であって規則で定めるものを追加する。
- (3) 18歳以上の者に対する補聴器の購入費の助成に関する事務に係るものの追加（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日以後）

個人番号を利用する事務	利用することができる特定個人情報
障害者総合支援法、老人福祉法及び豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例の趣旨にのっとり市が行う、医師が補聴器装用の必要性を認めた18歳以上の者に対する補聴器の購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

2 教育委員会が個人番号を利用する事務及び当該事務において利用することができる特定個人情報の追加

- (1) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務に係るものの追加（令和8年1月5日以後）

個人番号を利用する事務	利用することができる特定個人情報
住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援学級への就学に係る奨励費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの (2) 就学援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの

(2) 住登外者宛名番号管理機能を実装するシステムを利用する事務において利用することができる特定個人情報の追加（令和8年1月5日以後）

住登外者宛名番号管理機能を実装するシステムを利用する事務において利用することができる特定個人情報として、住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるものを追加する。

3 特定個人情報の提供を行うことができる事務の追加（令和8年1月5日以後）

情報照会機関	情報照会をする事務	情報提供機関	情報提供をする特定個人情報
教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって教育委員会規則で定めるもの

【備考】

1 住登外者

本市の住民基本台帳に記録されていない者であって当該住民基本台帳に記録されている者とは別に管理する必要があるものをいう。

2 住登外者宛名番号管理機能

住登外者を一意に特定するために番号を付し、及び管理するための機能をいう。

3 住登外者宛名情報

住登外者宛名番号管理機能により管理された住登外者の情報をいう。

【担当課：行政改革推進課】

議案第121号 豊田市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する
条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和7年人事院勧告に準じて、一般職の任期付職員の給料月額の上上げ並びに期末手当の支給割合及び勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定を行う。

1 給料月額の上上げ

号給	現 行	改 正 後
1	392,000円	405,000円
2	440,000円	455,000円
3	492,000円	508,000円
4	555,000円	574,000円
5	634,000円	655,000円
6	740,000円	765,000円
7	864,000円	893,000円

2 期末手当の支給割合の改定

令和7年12月1日前 まで	令和7年12月1日以後	令和8年4月1日以後
100分の95	100分の97.5	100分の96.25

3 勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

令和7年12月1日前 まで	令和7年12月1日以後	令和8年4月1日以後
100分の87.5	100分の90	100分の88.75

【備考】

1 一般職の任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させるため、任命権者が選考により任期を定めて採用する職員

2 一般職の任期付職員の期末手当の額

期末手当の支給基準日現在において一般職の任期付職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、期末手当に係る支給割合を乗じて得た額

3 一般職の任期付職員の勤勉手当の額の総額の設定

勤勉手当の支給基準日現在において一般職の任期付職員が受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に勤勉手当に係る割合を乗じて得た額の総額を、勤勉手当の上限額とするもの

【担当課：人事課】

議案第122号 豊田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、議会の議員の期末手当に係る支給割合を改定する。

議会の議員の期末手当の支給割合の改定

令和7年12月1日前まで	令和7年12月1日以後	令和8年4月1日以後
100分の172.5	100分の177.5	100分の175

【備考】

議会の議員の期末手当の額

議員報酬の月額及びその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第123号 豊田市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、会計年度任用職員の報酬の限度額の引上げ並びに期末手当の支給割合及び勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定を行う。

1 報酬の限度額の引上げ

職 種		現 行	令和8年4月1日以後
事務	第1種	月額30万円、日額1万5,000円又は時間額2,000円	月額37万円、日額1万6,500円又は時間額2,200円
	第2種	月額24万円、日額1万2,000円又は時間額1,600円	月額30万円、日額1万3,500円又は時間額1,800円
	第3種	月額21万円、日額1万500円又は時間額1,400円	月額27万円、日額1万2,000円又は時間額1,600円
専門		月額50万円、日額3万3,000円又は時間額5,500円	月額56万円、日額3万3,000円又は時間額5,500円
労務		月額24万円、日額1万2,000円又は時間額1,600円	月額30万円、日額1万3,500円又は時間額1,800円

2 期末手当の支給割合の改定

現 行	令和8年4月1日以後
100分の125	100分の126.25

3 勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

現 行	令和8年4月1日以後
100分の105	100分の106.25

【備考】

1 会計年度任用職員

一 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

2 会計年度任用職員の期末手当の額

10月支給分については4月から9月末日までの勤務に対して支給される報酬の額、4月支給分については10月から翌年3月末日までの勤務に

対して支給される報酬の額の合計をそれぞれ6で除して得た額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

3 会計年度任用職員の勤勉手当の額の総額の設定

10月支給分については4月から9月末日までの勤務に対して支給される報酬の額、4月支給分については10月から翌年3月末日までの勤務に対して支給される報酬の額の合計をそれぞれ6で除して得た額に、勤勉手当に係る割合を乗じて得た額の総額を、勤勉手当の上限額とするもの

【担当課：人事課】

議案第124号 豊田市特別職職員の給与を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

情勢との適応及び他との均衡を考慮し、特別職職員の期末手当に係る支給割合を改定する。

特別職職員の期末手当の支給割合の改定

令和7年12月1日前まで	令和7年12月1日以後	令和8年4月1日以後
100分の172.5	100分の177.5	100分の175

【備考】

特別職職員の期末手当の額

特別職職員の受けるべき給料及び地域手当の月額合計額に、給料及び地域手当の月額合計額に100分の20を乗じて得た額並びに給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額に、期末手当の支給割合を乗じて得た額

【担当課：人事課】

議案第125号 豊田市職員給与条例の一部を改正する条例

【要旨】

令和7年人事院勧告に準じて、職員の給料月額の上上げ並びに期末手当の支給割合及び勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定を行う。

1 給料月額の上上げ

平均上上げ率 3.4% (11,022円)

2 期末手当の支給割合の改定

職員の区分	令和7年12月1日 前まで	令和7年12月1日 以後	令和8年4月1日 以後
一般の職員	100分の125	100分の127.5	100分の126.25
特定管理職員	100分の105	100分の107.5	100分の106.25
定年前再任用 短時間勤務職 員	100分の70	100分の72.5	100分の71.25
特定管理職員	100分の60	100分の62.5	100分の61.25

3 勤勉手当の額の総額の設定に係る割合の改定

職員の区分	令和7年12月1日 前まで	令和7年12月1日 以後	令和8年4月1日 以後
一般の職員	100分の105	100分の107.5	100分の106.25
特定管理職員	100分の125	100分の127.5	100分の126.25
定年前再任用 短時間勤務職 員	100分の50	100分の52.5	100分の51.25
特定管理職員	100分の60	100分の62.5	100分の61.25

【備考】

1 一般職の職員の勤勉手当の額の総額の設定

勤勉手当の支給基準日現在において一般職の職員の職員区分に属する職員が受けるべき給料、地域手当及び扶養手当の月額の合計額に、勤勉手当に係る割合を乗じて得た額の総額を、当該職員区分に属する職員に支給する勤勉手当の上限額とするもの

2 特定管理職員

副参事以上又はこれに相当する職員

【担当課：人事課】

議案第127号 豊田市職員退職手当条例の一部を改正する条例

【要旨】

雇用保険法の一部改正に伴い、同法の規定による就業促進手当の支給の条件に従い支給する失業者の退職手当に係る日数計算の規定を整理する。

雇用保険法の規定による就業促進手当の支給の条件に従い支給する失業者の退職手当に係る日数計算の規定の整理

現 行	改 正 後
<p>雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額の退職手当の支給があったときは、次に掲げる退職手当ごとに、それぞれに定める日数分の退職手当の支給があったものとみなす。</p> <p>(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p>	<p>雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額の退職手当の支給があったときは、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の退職手当の支給があったものとみなす。</u></p>

【担当課：人事課】

議案第128号 豊田市学校法人助成条例の一部を改正する条例

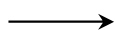
【要旨】

私立学校法の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理する。

現に引用している私立学校法の条項の整理

＜現 行＞

第59条



＜改正後＞

第132条

【担当課：教育政策課】

議案第129号 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う産業廃棄物処理業に係る許可を取り消された者等に対する措置の強化並びに産業廃棄物管理票の電子化の普及に伴う産業廃棄物の移動及び処理状況の透明性の確保が図られたため、市外産業廃棄物の搬入の届出を廃止するほか、所要の改正を行う。

- 1 市外産業廃棄物の搬入の届出の廃止（令和8年4月1日）
市外産業廃棄物の搬入の届出を廃止する。
- 2 正当な理由がなく勧告に従わない者等の氏名等の公表に関する弁明の機会の付与に係る規定の整理

現 行	令和8年4月1日以後
第13条第5項の規定は、前項の規定による公表について準用する。	市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、豊田市行政手続条例第3章第3節に規定する弁明の機会の付与の例により、同項に規定する者に意見を述べる機会を与えなければならない。

【担当課：廃棄物対策課】

議案第130号 児童福祉法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

【要旨】

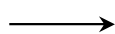
児童福祉法等の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理するほか、所要の改正を行う。

1 豊田市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正

現に引用している児童福祉法の条項の整理

<現行>

第33条の10各号



<改正後>

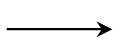
第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号）

2 豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

現に引用している児童福祉法の条項の整理

<現行>

第33条の10各号



<改正後>

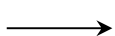
第33条の10第1項各号

3 豊田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(1) 現に引用している就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）の条項の整理

<現行>

第14条第6項



<令和8年4月1日以後>

第14条第7項

(2) 虐待等の禁止の規定の整理

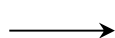
認定こども園法において虐待等の禁止に係る規定が整備されたことに伴い、豊田市幼保連携型認定こども園における虐待等の禁止の規定を整理する。

4 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

現に引用している児童福祉法の条項の整理

<現行>

第33条の10各号



<改正後>

第33条の10第1項各号

5 豊田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

現に引用している児童福祉法の条項の整理

<現 行>

<改正後>

第33条の10各号



第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）

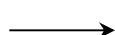
6 豊田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

現に引用している児童福祉法の条項の整理

<現 行>

<改正後>

第33条の10各号



第33条の10第1項各号

【担当課：保育課、こども・若者政策課】

議案第131号 豊田市立保育所条例の一部を改正する条例

【要旨】

行政需要の変化に的確に対応するため、豊田市立豊松こども園を廃止する。

豊田市立豊松こども園の廃止（令和8年4月1日）
豊田市立豊松こども園を廃止する。

【担当課：保育課】

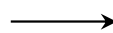
議案第132号 豊田市養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、現に引用している条項を整理する。

現に引用している特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の条項の整理

<現 行>
第6条



<改正後>
第12条第7項

【担当課：高齢福祉課】

議案第133号 豊田市稲武どんぐり工房条例の一部を改正する条例

【要旨】

豊田市稲武どんぐり工房の通路の整備に伴い、中庭の使用料を設定するとともに、地域の特産品等の販売を目的とする利用に係る使用料の規定を整理する。

1 中庭の使用料の設定（令和8年4月1日以後）

区 分	使 用 料（円）			
	9：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00
中 庭	300	300	300	300

2 地域の特産品等の販売を目的とする利用に係る使用料の規定の整理（令和8年4月1日以後）

地域の特産品等を販売する目的で利用する場合の使用料は、当該利用に係る時間区分の使用料の合計額に、売上金（消費税及び地方消費税の額を除く。）の100分の5に相当する額を加算した額とする。

【担当課：稲武支所】

議案第134号 豊田市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

【要旨】

卸売市場法の一部改正に伴い、市場で取り扱う指定飲食料品等、これに関連する指標及び飲食料品等事業者が取引において講ずる措置の公表に係る規定を追加する。

市場で取り扱う指定飲食料品等、これに関連する指標及び飲食料品等事業者が取引において講ずる措置の公表に係る規定の追加（令和8年4月1日以後）

市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次の事項を公表するものとする。

ア 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

イ アの指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

ウ 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

【備考】

指定飲食料品等

飲食料品等であって、時の経過によりその品質が特に低下しやすいこと、日常生活必需品として日々その売買がされること等の性質により、十分な協議が行われず取引条件が決定される傾向があることその他の事情から、その飲食料品等事業者等間の売買その他の取引においてその持続的な供給に要する費用について認識しにくいものとして、農林水産大臣が、農林水産省令で指定するもの

【担当課：農政企画課】

議案第135号 豊田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

【要旨】

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、現に引用されている法律の名称を整理する。

現に引用している法律の名称の整理

＜現 行＞

漁港漁場整備法

→

＜改正後＞

漁港及び漁場の整備等に関する法律

【担当課：都市計画課】

議案第136号 豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例の一部を改正する条例

【要旨】

大池汐取地区計画の決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を設定する。

1 条例適用区域の追加

名 称	区 域
大池汐取地区整備計画区域	豊田都市計画大池汐取地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

2 大池汐取地区整備計画区域内における建築物に係る制限の設定

(1) 建築することができる建築物	ア 住宅 イ 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（以下「法施行令」という。）第130条の3で定めるもの ウ 集会所 エ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの オ 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する法施行令第130条の4で定める公益上必要な建築物 カ アからオまでの建築物に附属するもの（法施行令第130条の5で定めるものを除く。）
(2) 容積率の最高限度	100%
(3) 建蔽率の最高限度	60%
(4) 敷地面積の最低限度	200㎡
(5) 後退距離	1m以上
適用除外の建築物等	ア 物置、車庫等で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの イ 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの

(6) 建築物の高さの最高限度	10m
各部分の高さ	建築基準法第56条及び第56条の2並びに同条第1項の規定に基づく愛知県建築基準条例第11条において第一種低層住居専用地域で容積率の限度が10分の10の区域に適用される規定に適合する高さ

【担当課：都市計画課】

議案第137号 豊田市山村地域活性化住宅条例の一部を改正する条例

【要旨】

市営住宅等の整理及び再編に伴い、豊田市特定公共賃貸住宅井ノ口住宅の一部の住戸について、その位置付けを豊田市山村地域活性化住宅に変更する。

1 井ノ口住宅の一部の住戸の位置付けの変更

現 行	令和8年1月1日以後
豊田市特定公共賃貸住宅	豊田市山村地域活性化住宅

2 井ノ口住宅の住戸使用料等の額の設定（令和8年1月1日以後）

区 分	月 額
住戸使用料	35,000円
1台当たりの駐車場使用料	500円
共益費	1,300円

【担当課：建築保全・住宅課】

議案第138号 豊田市火災予防条例の一部を改正する条例

【要旨】

林野火災の予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報を新設するとともに、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域の指定に係る規定を追加するほか、所要の改正を行う。

- 1 林野火災に関する注意報の新設（令和8年1月1日以後）
 - （1）市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。
 - （2）（1）の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者（（3）により区域を指定したときは、当該区域内に在る者）は、火の使用の制限に従うよう努めなければならない。
 - （3）市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、（2）による火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。
- 2 林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限の対象となる区域の指定に係る規定の追加（令和8年1月1日以後）

市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。
- 3 火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限の廃止（令和8年1月1日）

火を使用する設備及び器具の変化に伴い、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用に係る制限を廃止する。
- 4 火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出の対象となる期間及び区域の指定に係る規定の追加（令和8年1月1日以後）

消防長は、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

【担当課：予防課】

議案第139号から議案第146号まで 令和7年度豊田市補正予算
→「予算関係議案の要旨（資料2）」参照

議案第147号 工事請負契約の締結について（豊田市衛生試験所長寿命化改修空調工事）

【要旨】

計画的な保全を行い、安全・安心で快適な施設環境を確保するため、豊田市衛生試験所の空調設備を改修する。

- 1 契約目的 豊田市衛生試験所長寿命化改修空調工事
- 2 契約金額 511,500,000円
- 3 相手方 半田市亀崎町九丁目123番地の8
三和株式会社
代表取締役 岡田 行雄
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市西町地内
- 2 工事概要 空調設備改修工事 一式
- 3 完成予定日 令和9年2月26日

【担当課：財産管理課】

議案第148号 工事請負契約の締結について（重要文化財旧鈴木家住宅保存修理工事（第8期工事））

【要旨】

重要文化財旧鈴木家住宅を、その歴史や建造物の価値を伝えるための公開施設とするため、復原修理を行う。

- 1 契約目的 重要文化財旧鈴木家住宅保存修理工事（第8期工事）
- 2 契約金額 335,500,000円
- 3 相手方 名古屋市中川区西日置二丁目12番20号
株式会社魚津社寺工務店
代表取締役 魚津 忠弘
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市足助町地内
- 2 工事概要 保存修理工事 一式
- 3 完成予定日 令和11年1月24日

【担当課：文化財課】

議案第149号 工事請負契約の締結について（豊田市立中山小学校改修工事）

【要旨】

児童数の増加に対応した教育環境を整備するため、豊田市立中山小学校の校舎を改修する。

- 1 契約目的 豊田市立中山小学校改修工事
- 2 契約金額 228,250,000円
- 3 相手方 豊田市東梅坪町十丁目3番地3
太啓建設株式会社
代表取締役 大矢 伸明
- 4 契約方法 一般競争入札（1名）

【備考】

- 1 工事場所 豊田市西中山町地内
- 2 工事概要
 - (1) 既設校舎改修工事
 - ア 構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建て
 - イ 延べ面積 821㎡（普通教室、特別支援教室ほか）
 - (2) 既設渡り廊下解体工事
 - ア 構造 鉄骨造
 - イ 延べ面積 121㎡
 - (3) 渡り廊下屋内化改修工事
 - ア 構造 鉄骨造
 - イ 延べ面積 36㎡
- 3 完成予定日 令和9年1月29日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第150号 工事請負契約の変更について（豊田市渡刈クリーンセンター基幹的設備改良工事）

【要旨】

賃金水準及び物価水準の引上げに伴い、契約金額について変更契約を締結する。

- 1 契約目的 豊田市渡刈クリーンセンター基幹的設備改良工事
- 2 契約金額 変更前金額 6,914,160,000円
変更後金額 7,069,810,000円
増減額 155,650,000円
- 3 相手方 名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
カナデビア株式会社 中部支社
支社長 朝枝 政利

【備考】

- 1 当初契約日 令和4年9月29日
- 2 工事場所 豊田市渡刈町地内
- 3 変更前工事概要
 - (1) 機械設備工事 一式
 - ア 受入供給設備
 - イ 熱分解設備
 - ウ 熱分解残さ選別設備
 - エ 燃焼溶融設備
 - オ 溶融スラグ処理設備
 - カ 燃焼ガス冷却設備
 - キ 排ガス処理設備
 - ク 灰処理設備
 - ケ 余熱利用設備
 - コ 通風設備
 - サ 給水設備
 - シ 計装制御設備
 - ス 雑設備
 - (2) 土木建築工事 一式
 - ア 機械基礎工事
 - イ エレクション開口工事
 - ウ 空調設備工事
 - エ 照明設備工事
- 4 変更内容 賃金水準及び物価水準の引上げに伴う契約金額の変更

- ア 工事請負契約約款に基づき相手方から請求のあった契約金額の変更に
 応じるもの
- イ 賃金水準及び物価水準の変更が生じたため

5 完成予定日 令和9年2月26日

【担当課：清掃施設課】

議案第151号 財産の取得について（豊田市美術館収蔵用美術品）

【要旨】

豊田市美術館の収蔵品の充実を図るため、美術品を購入する。

- 1 取得する財産
 - (1) 種別 美術品
 - (2) 数量 1点
 - (3) 作品名 8枚のガラス
ゲルハルト・リヒター 作
- 2 取得価格 299,200,000円
- 3 相手方 東京都港区六本木六丁目6番9号
株式会社ワコウ・ワークス・オブ・アート
代表取締役 和光 清
- 4 契約方法 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による
随意契約

【担当課：美術館】

議案第152号 財産の取得について（排水ポンプ車）

【要旨】

市民の安全・安心を確保するため、排水ポンプ車を更新する。

- 1 取得する財産
 - (1) 種別 排水ポンプ車
 - (2) 数量 1台
- 2 取得価格 47,245,000円
- 3 相手方 名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
株式会社クボタ 中部支社
支社長 柘田 多人
- 4 契約方法 一般競争入札（2名）

【備考】

- 1 物件概要
排水ポンプ車（排水ポンプ等の排水処理に必要な資機材を装備することができる緊急自動車）
- 2 供給予定期限
令和9年1月22日
- 3 配置場所
矢作川豊田防災ステーション

【担当課：河川課】

議案第153号 財産の取得について（PEN樹脂製食器）

【要旨】

安全・安心な学校給食の提供のため、中部給食センターの給食用食器を強化磁器製からPEN樹脂製に変更する。

1 取得する財産

(1) 種別	PEN樹脂製食器		
(2) 数量	ア 大椀	7,700枚	
	イ 中椀	11,400枚	
	ウ 仕切皿	9,200枚	

2 取得価格 34,446,500円

3 相手方 豊田市扶桑町二丁目163番地
株式会社厨林堂 豊田営業所
所長 寺部 諒

4 契約方法 一般競争入札（3名）

【備考】

供給予定期限 令和8年8月31日

【担当課：保健給食課】

議案第154号 財産取得に係る変更について（豊田市立加納小学校ほか14校体育館空調設備）

【要旨】

一部のキュービクルにおいて著しい老朽化等が判明し、その更新等が必要となったため、豊田市立加納小学校ほか14校の体育館の空調設備に係る取得価格を変更する。

1 取得する財産

- (1) 種別 空調設備
- (2) 数量 一式
- (3) 場所 豊田市加納町ほか地内

- 2 取得価格
- | | |
|-------|--------------|
| 変更前金額 | 488,400,000円 |
| 変更後金額 | 513,029,000円 |
| 増減額 | 24,629,000円 |

- 3 相手方 代表事業者
豊田市元町68番地3
豊田電気株式会社
代表取締役 芳賀 孝之

構成員
名古屋市中村区名駅五丁目2番17号
株式会社アイネック
代表取締役 度會 洋徳

【備考】

- 1 当初契約日
令和6年12月19日
- 2 主な変更内容
小学校2校におけるキュービクルの更新等
東広瀬小学校及び菟野小学校（ふれあいセンター菟野）の空調設備の工事を進めるに当たり、一部のキュービクルにおいて著しい老朽化による早期の更新が必要であること等が判明したため、これらの学校のキュービクルの更新等に係る費用を追加する。
- 3 引渡予定日
令和7年12月18日

【担当課：学校づくり推進課】

議案第155号 指定管理者の指定について（豊田市歌舞伎伝承館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市歌舞伎伝承館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市歌舞伎伝承館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

- 1 公益財団法人豊田市文化振興財団の概要
 - (1) 設立年月 昭和50年5月
 - (2) 基本財産 382,435,000円
 - (3) 職員数 75名
 - (4) 事業内容
ア 文化施設等を活用して、市民が文化・芸術に触れる機会と場を提供する事業
イ 文化・芸術に関する講座の開催等、文化・芸術に関する知識及び技能の習得を図る事業
ウ 文化・芸術の振興に関する表彰、助成等を行う事業
エ 地域文化に関する調査及び情報の提供を行う事業
オ 青少年育成施設等を活用して、青少年の社会性と豊かな情操を養う機会と場を提供する事業
カ 青少年音楽団体の運営及び青少年団体に対する助言その他の支援を行う事業
キ 生涯学習施設を活用して、生涯学習の機会と場を提供する事業
ク その他公益目的を達成するために必要な事業
ケ 文化施設等を公益目的事業以外に貸与する事業
コ その他公益目的事業の推進に資する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
豊田市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第2条第5号該当
- 3 指定手続条例第2条第5号
施設の性質、設置目的及び当該施設における業務の性質等により公募することが適さないと認められるとき。

【担当課：博物館】

議案第156号 指定管理者の指定について（喜楽亭）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、喜楽亭の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 喜楽亭
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：文化財課】

議案第157号 指定管理者の指定について（豊田市総合野外センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市総合野外センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市総合野外センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

- 1 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当
- 2 指定手続条例第2条第3号
当該施設における事業運営に相当な知識及び経験等が必要な場合で、当該施設における事業運営を行う団体に施設の管理を併せて行わせることが当該施設の効果的かつ効率的な管理運営に資すると認められるとき。

【担当課：こども・若者政策課】

議案第158号 指定管理者の指定について（豊田市猿投コミュニティセンター体育館及び武道場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市猿投コミュニティセンター体育館及び武道場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市猿投コミュニティセンター体育館
 (2) 豊田市猿投コミュニティセンター武道場
- 2 指定管理者 豊田市小坂町十二丁目100番地
 となる団体 公益財団法人豊田市文化振興財団
 理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：猿投支所】

議案第159号 指定管理者の指定について（豊田市石野運動広場ほか4施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市石野運動広場ほか4施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 施設の名称 | （1）豊田市石野運動広場
（2）豊田市末野原運動広場
（3）豊田市高橋運動広場
（4）豊田市保見運動広場
（5）土橋公園 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：スポーツ振興課】

議案第160号 指定管理者の指定について（豊田市教職員会館テニスコート）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市教職員会館テニスコートの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市教職員会館テニスコート
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：学校教育課】

議案第161号 指定管理者の指定について（豊田市民文化会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市民文化会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市民文化会館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：文化振興課】

議案第162号 指定管理者の指定について（豊田市コンサートホール・能楽堂）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市コンサートホール・能楽堂の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市コンサートホール・能楽堂
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：文化振興課】

議案第163号 指定管理者の指定について（豊田市交流館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市交流館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 (1) 豊田市逢妻交流館
(2) 豊田市旭交流館
(3) 豊田市朝日丘交流館
(4) 豊田市足助交流館
(5) 豊田市井郷交流館
(6) 豊田市石野交流館
(7) 豊田市稲武交流館
(8) 豊田市梅坪台交流館
(9) 豊田市小原交流館
(10) 豊田市上郷交流館
(11) 豊田市猿投北交流館
(12) 豊田市猿投台交流館
(13) 豊田市下山交流館
(14) 豊田市浄水交流館
(15) 豊田市末野原交流館
(16) 豊田市崇化館交流館
(17) 豊田市高橋交流館
(18) 豊田市藤岡交流館
(19) 豊田市藤岡南交流館
(20) 豊田市豊南交流館
(21) 豊田市保見交流館
(22) 豊田市前林交流館
(23) 豊田市益富交流館
(24) 豊田市松平交流館
(25) 豊田市美里交流館
(26) 豊田市竜神交流館
(27) 豊田市若園交流館
(28) 豊田市若林交流館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：地域交流課】

議案第164号 指定管理者の指定について（豊田市石畳ふれあい広場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市石畳ふれあい広場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市石畳ふれあい広場
- 2 指定管理者となる団体 豊田市石畳町池ノ平318番地1
藤岡石畳地区地域づくり協議会
会長 佐脇 義典
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

【備考】

- 1 藤岡石畳地区地域づくり協議会の概要
 - (1) 設立年月 平成18年4月
 - (2) 会員数 2,700名
 - (3) 事業内容 豊田市石畳ふれあい広場及び豊田市藤岡山村広場を中心とした地域のまちづくり活動
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定管理条例第2条第2号該当
- 3 指定手続条例第2条第2号
当該施設が地域住民で構成する団体の地域活動の拠点となり、当該団体に当該施設を管理運営させることが適当と認められるとき。

【担当課：藤岡支所】

議案第165号 指定管理者の指定について（豊田市浅野会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市浅野会館の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市浅野会館
- 2 指定管理者となる団体 豊田市島崎町石原3101番地3
浅野自治区
区長 鈴木 健二
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

- 1 浅野自治区の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 予算 6,250,000円
 - (3) 世帯数 179世帯
 - (4) 事業内容 ア 地域住民、諸団体等の意見調整に関すること。
イ 地域住民の相互扶助及び福祉に関すること。
ウ 地域住民の生活環境の整備及び生活の安全に関すること。
エ 地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
オ その他アからエまでに関連する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第166号 指定管理者の指定について（豊田市小原北部生活改善センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市小原北部生活改善センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市小原北部生活改善センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市雑敷町東門84番地1
小原北部開発推進協議会
会長 安藤 満郎
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

- 1 小原北部開発推進協議会の概要
 - (1) 設立年月 平成17年6月
 - (2) 構成自治区 旭自治区、上仁木自治区及び高原自治区
 - (3) 世帯数 220世帯
 - (4) 職員数 4名
 - (5) 事業内容 小原北部地域の健康で明るく住みよい地域づくりに寄与すること。
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：小原支所】

議案第167号 指定管理者の指定について（老人憩の家あさひ荘）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、老人憩の家あさひ荘の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 老人憩の家あさひ荘
- 2 指定管理者となる団体 豊田市加塩町坂41番地
敷島自治区加塩町内会
会長 高山 時由
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

- 1 敷島自治区加塩町内会の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 予算 2,077,389円
 - (3) 世帯数 28世帯
 - (4) 事業内容 ア 地域住民、諸団体等の意見調整に関すること。
イ 地域住民の相互扶助及び福祉に関すること。
ウ 地域住民の生活環境整備、生活安全等に関すること。
エ 地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
オ その他アからエまでに関連する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：旭支所】

議案第168号 指定管理者の指定について（豊田市立南部休日救急内科診療所）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市立南部休日救急内科診療所の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 豊田市立南部休日救急内科診療所 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市西山町三丁目30番地1
公益財団法人豊田地域医療センター
理事長 宮川 秀一 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで |

【備考】

- | | |
|-----|---|
| 1 | 公益財団法人豊田地域医療センターの概要 |
| (1) | 設立年月 昭和52年10月 |
| (2) | 基本財産 10,000,000円 |
| (3) | 職員数 415人 |
| (4) | 事業内容 |
| | ア 休日・全夜間救急診療業務 |
| | イ 慢性期医療・高齢者医療・高齢者向け健康講座活動事業 |
| | ウ 健診、保健指導及び健康教育活動事業 |
| | エ 介護保険関連事業（訪問看護ステーション事業、居宅介護支援事業及び地域包括支援センター事業） |
| | オ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業 |
| | カ 看護師養成事業 |
| | キ 訪問看護師・療法士等地域医療に貢献する人材育成事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 |
| | 公募（1名） |

【担当課：地域包括ケア企画課】

議案第169号 指定管理者の指定について（敷島農村環境改善センター敷島会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、敷島農村環境改善センター敷島会館の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|-----------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 敷島農村環境改善センター敷島会館 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市杉本町後万場9番地
敷島自治区
区長 沓名 雄司 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

【備考】

- 1 敷島自治区の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 予算 9,586,000円
 - (3) 世帯数 317世帯
 - (4) 事業内容
ア 地域住民、諸団体等の意見調整に関すること。
イ 地域住民の相互扶助及び福祉に関すること。
ウ 地域住民の生活環境の整備及び生活の安全に関する
こと。
エ 地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
オ その他アからエまでに関連する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第170号 指定管理者の指定について（築羽農村環境改善センター築羽会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、築羽農村環境改善センター築羽会館の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|----------------|----------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 築羽農村環境改善センター築羽会館 |
| 2 | 指定管理者
となる団体 | 豊田市惣田町横手15番地
築羽自治区
区長 林 邦茂 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

【備考】

- 1 築羽自治区の概要
 - (1) 設立年月 平成17年4月
 - (2) 予算 4,957,000円
 - (3) 世帯数 129世帯
 - (4) 事業内容
ア 地域住民、諸団体等の意見調整に関すること。
イ 地域住民の相互扶助及び福祉に関すること。
ウ 地域住民の生活環境の整備及び生活の安全に関する
こと。
エ 地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
オ その他アからエまでに関連する事業
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第2号該当

【担当課：旭支所】

議案第171号 指定管理者の指定について（足助トレーニングセンターほか3施設）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、足助トレーニングセンターほか3施設の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 施設の名称 | (1) 足助トレーニングセンター
(2) 豊田市足助グラウンド
(3) 豊田市足助テニスコート
(4) 足助農山村広場 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：足助支所】

議案第172号 指定管理者の指定について（笹戸生活改善センター笹戸会館）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、笹戸生活改善センター笹戸会館の指定管理者を指定する。

- | | | |
|---|------------|-----------------------------------|
| 1 | 施設の名称 | 笹戸生活改善センター笹戸会館 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 豊田市有間町桑凹13番地
笹戸自治区
区長 後藤 康仁 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

【備考】

- | | | |
|-----|-----------------|--|
| 1 | 笹戸自治区の概要 | |
| (1) | 設立年月 | 平成17年4月 |
| (2) | 予算 | 5,980,000円 |
| (3) | 世帯数 | 101世帯 |
| (4) | 事業内容 | ア 地域住民、諸団体等の意見調整に関すること。
イ 地域住民の相互扶助及び福祉に関すること。
ウ 地域住民の生活環境の整備及び生活の安全に関すること。
エ 地域のコミュニティ活動の振興に関すること。
オ その他アからエまでに関連する事業 |
| 2 | 指定管理者となる団体の選定方法 | 指定手続条例第2条第2号該当 |

【担当課：旭支所】

議案第 173 号 指定管理者の指定について（豊田市どんぐりの里いなぶ）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田市どんぐりの里いなぶの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 豊田市どんぐりの里いなぶ
- 2 指定管理者となる団体 豊田市武節町針原 22 番地 1
株式会社どんぐりの里いなぶ
代表取締役 佐藤 伸政
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

【備考】

- 1 株式会社どんぐりの里いなぶの概要
 - (1) 設立年月 平成 10 年 2 月
 - (2) 基本財産 10,000,000 円
 - (3) 従業員数 19 名
 - (4) 事業内容 ア 地方公共団体から委託を受けた施設の管理及び運営
イ 温泉保養施設の管理及び運営
ウ 農林水産物の生産、加工及び販売
エ 農林水産物及びその加工品の受託販売
オ 宿泊休憩施設、食堂及び売店の経営
- 2 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第 2 条第 3 号該当

【担当課：稲武支所】

議案第174号 指定管理者の指定について（豊田産業文化センター及び豊田市青少年センター）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、豊田産業文化センター及び豊田市青少年センターの指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 （1）豊田産業文化センター（産業科学センター（工作室を除く。）、教養文化センター及び駐車場に限る。）
 （2）豊田市青少年センター
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
 公益財団法人豊田市文化振興財団
 理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第3号該当

【担当課：産業振興課】

議案第175号 指定管理者の指定について（井上公園水泳場）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、井上公園水泳場の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 井上公園水泳場
- 2 指定管理者となる団体 井上公園水泳場運営企業体
代表者 神奈川県小田原市堀之内458番地
株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 安藤 剛
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

【備考】

- 1 井上公園水泳場運営企業体の構成員
 - (1) 株式会社スポーツプラザ報徳
 - (2) 株式会社サン
- 2 株式会社スポーツプラザ報徳の概要
 - (1) 設立年月 昭和62年10月
 - (2) 資本金 100,000,000円
 - (3) 職員数 85名
 - (4) 事業内容
ア 各種スポーツ教室及びスポーツクラブの経営並びに管理運営
イ 建築工事、土木工事及び管工事の企画、設計、施工及び監理
ウ スポーツに関する興業の企画及び実施
エ スポーツ施設の設計施工、管理運営及び清掃
オ スポーツインストラクターの養成及び派遣
カ スポーツ用品等の販売
- 3 株式会社サンの概要
 - (1) 設立年月 昭和46年10月
 - (2) 資本金 30,000,000円
 - (3) 職員数 258名
 - (4) 事業内容
ア 建築物等の機器の製造及び販売
イ ビル総合管理及び保守
ウ ビル清掃に関する機器等の販売
エ 建築物及び催物の警備保安管理
オ レジャー施設の経営
カ ビオトープ事業の請負、設計、施工及び監理
キ 汚水廃水処理施設設計施工、清掃及び維持管理

- ク 給排水衛生設備設計施工、清掃及び維持管理
- ケ 電気設備設計施工、保守点検及び維持管理
- コ 機械器具等製造
- サ 土木建築工事等の設計施工及び請負

- 4 指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：スポーツ振興課】

議案第176号 指定管理者の指定について（上郷公園）

【要旨】

市民サービスの向上及び施設の効率的な管理運営を図るため、上郷公園の指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 上郷公園
- 2 指定管理者となる団体 豊田市小坂町十二丁目100番地
公益財団法人豊田市文化振興財団
理事長 豊田 彬子
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

【備考】

指定管理者となる団体の選定方法
指定手続条例第2条第5号該当

【担当課：上郷支所】

議案第177号 豊田市教育行政計画の策定について

【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、本市の教育行政を総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市教育行政計画を定める。

1 計画策定の趣旨

第4次豊田市教育行政計画の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興を目指して、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえ、第9次豊田市総合計画において注力する「こども起点」と「つながり合う」という視点を大切にしながら、学習者の主体的な活動である学びを支える教育行政の方向性を明らかにするとともに、必要な取組を着実に推進するため、第5次豊田市教育行政計画を策定する。

2 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項の規定に基づき地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である教育振興基本計画として位置付ける、本市の教育行政における基本的な計画である。

また、本市のまちづくりの方向性を明らかにする第9次豊田市総合計画を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市の教育に関する大綱「学びの大綱」を実現するための具体的な行動計画である。

3 計画期間

令和8年度から令和12年度まで

4 基本理念

つながりの中で、誰もが学び合いながら、自分らしく豊かな人生を切り
ひら
拓く

5 めざす学びの姿

- (1) 自分を大切にし、他者を尊重する
- (2) 誰もが安心して生涯にわたり楽しく学び続ける
- (3) 豊田市の多様な魅力を分かち合い、つながりの中で学び、地域とともに育つ
- (4) 自ら考え行動し、共に新しい未来を切り拓く

6 計画の基本方針

- (1) 生き抜く力の育成
- (2) 誰一人取り残さない教育の推進
- (3) 教育DXの推進
- (4) 安全・安心な環境づくり
- (5) 地域とともにある学校の実現

7 計画の取組の方向性

- (1) 自他を尊重する心を育む教育の推進
- (2) 学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進
- (3) 誰もが自分らしく学べる教育環境の確保
- (4) 安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境整備
- (5) こどもに向き合い寄り添える学校環境づくり
- (6) 生涯にわたり学び続ける機会の充実
- (7) 郷土愛を育み地域ぐるみで支える学びの推進
- (8) 新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出

8 指標

目指す方向

取組の方向性ごとに設定する指標は、「めざす学びの姿」にどれだけ近づいているかを定量的に把握するための指標として設定し、目標年度に向けて目指す方向を示す。

【担当課：教育政策課】

議案第178号 豊田市環境基本計画の策定について

【要旨】

社会経済環境の変化に的確に対応し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな豊田市環境基本計画を定める。

1 計画策定の背景

豊田市環境基本条例第14条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。

2 計画の位置付け

豊田市環境基本条例に規定する豊田市環境基本計画であり、生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略を包含する。

また、上位計画である第9次豊田市総合計画を始めとした本市の関連計画と整合を図り、策定する。

3 計画の期間

令和8年度から令和17年度まで

4 基本理念

私たちは、「WE LOVE とよた」を合言葉に、共働によるまちづくりの視点の下、「豊かな自然の恵み」と「先進的な技術」を生かして、将来にわたって環境にやさしく、多様で豊かな豊田市をつくる。

この基本理念に基づき、「豊かな心を育む、人と自然にやさしいまち・とよた」を「めざす環境像」として定め、生活の基盤である「人」と「自然」を守り育てるために、環境分野の諸課題の解決に取り組み、「人と自然にやさしいまち」をつくることで、「豊かな心」を育み、健康で持続可能な、高い生活の質をミライにつなげる。

5 基本方針

(1) 気候変動対策分野

暮らしや事業活動の中で脱炭素の行動や経営が浸透し、省エネ化や電化、再生可能エネルギーや新技術の利活用が行われるとともに、気候変動によって生じるリスクに多分野で対応することで、脱炭素社会が実現し、気候変動に適応したまちを目指す。

(2) 自然共生分野

豊田市の自然と関わり共生するライフスタイルやワークスタイルが定着し、自然から受ける恵みを最大限享受しており、それらを守り、育み、活用する取組が積極的に行われていることで、豊かな自然をより良好な状態で将来世代に繋ぐまちを目指す。

(3) 循環型社会形成分野

限りある資源を大切に思う価値観やライフスタイルが浸透しており、資源を余すことなく循環利用が可能となる高度な資源循環システムが確立されていることで、持続可能な循環型社会が実現したまちを目指す。

(4) 生活環境保全分野

環境汚染等のリスクへの対策や市民・事業者の自主的な取組により、身近な生活環境が良好に維持されており、心地よく快適に暮らせるまちを目指す。

6 施策の体系

(1) 気候変動対策分野

- ア 再生可能エネルギーの利用促進
- イ 省エネ化と電化の促進
- ウ 新たなエネルギーや技術の普及促進
- エ 多分野連携によるまちの脱炭素化
- オ 気候変動への適応

(2) 自然共生分野

- ア 豊かな自然環境の保全と再生
- イ 生物多様性保全への理解・行動の促進
- ウ 多様な主体の参画の促進

(3) 循環型社会形成分野

- ア 廃棄物の発生抑制の促進
- イ 資源の循環利用の促進
- ウ 廃棄物処理の脱炭素化
- エ 廃棄物の適正処理の推進
- オ 持続可能な廃棄物処理体制の構築

(4) 生活環境保全分野

- ア 環境汚染の防止とリスク低減
- イ 事業者の自主的取組の促進

7 計画の推進

(1) 計画の推進体制

持続可能なまちづくりの担い手である市民・事業者と共に、学識経験者や関連団体の意見を参考にしながら、計画を確実に推進する。

推進する主体は、次のとおり。

ア 市民・事業者・地域

主体的・自発的に環境行動を実践し、本計画に示す事業に参画して共働で取り組む。

また、取組の成果や意見・課題等を本市の求めに応じてフィードバックし、事業の効率的な推進に協力する。

イ 市

市民や事業者の環境行動を支援するとともに、本計画に示す事業を所管する関係各課と調整を図りながら、横断的・総合的な施策・事業の推進を実施する。

さらに、国や県等と連携・協力し、国等が実施する環境政策を本市においても着実に推進する。

ウ 豊田市環境審議会

豊田市環境基本条例第22条の規定に基づき設置するもので、学識経験者、市民公募委員、関係団体の代表者等で構成する。

市長の諮問に応じ、本計画に関すること、廃棄物の処理及び清掃に関することその他環境の保全及び創造に関する基本的事項について、それぞれの立場から調査審議し、市長に意見を提出する。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「取組状況の把握」と「課題の認識」、「課題に対する適切な是正」を要点とする。本計画に掲げる施策・事業を計画的かつ実効性のあるものとして推進するために、施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させる進行管理を行う。進行管理の方法は、「PDCAサイクル」(Plan・Do・Check・Action)に基づいて進める。

具体的には、めざす姿に向けた施策の柱を意識して、施策・事業の方向性に沿った進行管理をまちの状態指標や成果指標を用いて行う。

【担当課：環境政策課】

3 同意

同意第4号 人権擁護委員の推薦について

【要旨】

人権擁護委員として次の者を推薦する。

推薦する者
青 木 康 次 （再任）

【備考】

青木康次委員が令和8年3月31日付けで任期満了となるため

【担当課：市民相談課】

令和 7 年 1 2 月市議会定例会
予 算 関 係 議 案 の 要 旨

目 次

令和 7 年度一般会計・特別会計補正予算（1 2 月補正）	1
-------------------------------	---

資料作成 令和 7 年 1 1 月 1 9 日

令和7年度

豊田市 一般会計 補正予算資料
特別会計

(12月補正)

令和7年度12月補正 各会計別 予算総括表

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考		
一 般 会 計	221,017,579	5,202,474	226,220,053	75.7	76.1	議案第139号		
特 別 会 計	国民健康保険	32,306,109	152,437	32,458,546	11.1	10.9	議案第140号	
	土地区画整理	土 橋	271,238	△ 15,515	255,723	0.1	0.1	議案第141号
		花 園	570,468	△ 1,414	569,054	0.2	0.2	
	分譲住宅建設	5,801	755	6,556	0.0	0.0	議案第142号	
	卸売市場	268,281	2,033	270,314	0.1	0.1	議案第143号	
	水道水源保全	98,395	0	98,395	0.0	0.0		
	母子父子寡婦福祉	16,167	0	16,167	0.0	0.0		
	介護保険	28,821,299	9,984	28,831,283	9.9	9.7	議案第144号	
	財 産 区	盛 岡	4,277	0	4,277	0.0	0.0	
		賀 茂	4,977	0	4,977	0.0	0.0	
	後期高齢者医療	8,582,412	4,133	8,586,545	2.9	2.9	議案第145号	
産業用地造成	27,000	△ 637	26,363	0.0	0.0	議案第146号		
小 計	70,976,424	151,776	71,128,200	24.3	23.9			
合 計 (一般会計+特別会計)	291,994,003	5,354,250	297,348,253	100.0	100.0			
企 業 会 計	水道事業	収入	15,072,934	0	15,072,934	—	—	
		支出	18,407,821	0	18,407,821	—	—	
	下水道事業	収入	13,700,404	0	13,700,404	—	—	
		支出	18,187,827	0	18,187,827	—	—	
	支 出 合 計	36,595,648	0	36,595,648	—	—		
総 計 (一般会計+特別会計 +企業会計)	328,589,651	5,354,250	333,943,901	—	—			

令和7年度12月補正

一般会計

(議案第139号)

(歳入)

(単位:千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備考
1 市 税	124,577,517	0	124,577,517	56.4	55.1	
2 地 方 譲 与 税	1,419,540	0	1,419,540	0.6	0.6	
3 利 子 割 交 付 金	54,000	0	54,000	0.0	0.0	
4 配 当 割 交 付 金	719,000	0	719,000	0.3	0.3	
5 株式等譲渡所得割交付金	637,000	0	637,000	0.3	0.3	
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,850,000	0	1,850,000	0.8	0.8	
7 地 方 消 費 税 交 付 金	11,990,000	0	11,990,000	5.4	5.3	
8 ゴルフ場利用税交付金	360,000	0	360,000	0.2	0.2	
9 自動車取得税交付金	1	0	1	0.0	0.0	
10 環境性能割交付金	433,000	0	433,000	0.2	0.2	
11 地 方 特 例 交 付 金	555,892	0	555,892	0.3	0.2	
12 地 方 交 付 税	150,000	0	150,000	0.1	0.1	
13 交通安全対策特別交付金	45,000	0	45,000	0.0	0.0	
14 分 担 金 及 び 負 担 金	79,052	0	79,052	0.0	0.0	
15 使 用 料 及 び 手 数 料	2,858,887	0	2,858,887	1.3	1.3	
16 国 庫 支 出 金	33,226,260	791,670	34,017,930	15.0	15.0	
17 県 支 出 金	14,012,558	385,109	14,397,667	6.3	6.4	
18 財 産 収 入	1,081,365	0	1,081,365	0.5	0.5	
19 寄 附 金	364,464	0	364,464	0.2	0.2	
20 繰 入 金	13,897,134	0	13,897,134	6.3	6.1	
21 繰 越 金	3,007,338	4,004,037	7,011,375	1.4	3.1	
22 諸 収 入	5,699,571	21,658	5,721,229	2.6	2.5	
23 市 債	4,000,000	0	4,000,000	1.8	1.8	
合 計	221,017,579	5,202,474	226,220,053	100.0	100.0	

歳入の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳	内 訳		
			補正額	補正前	補正後
16 国庫支出金	791,670	障がい者自立支援給付費負担金	560,720	4,909,315	5,470,035
		就学前教育・保育施設整備交付金	2,598	223,544	226,142
		教育・保育給付費交付金	228,352	2,620,352	2,848,704
17 県支出金	385,109	障がい者自立支援給付費負担金	280,360	2,454,657	2,735,017
		教育・保育給付費負担金	77,421	1,144,421	1,221,842
		教育・保育給付費補助金	10,374	188,888	199,262
		担い手への農地集積推進費補助金	16,954	0	16,954
21 繰越金	4,004,037	前年度繰越金	4,004,037	3,007,338	7,011,375
22 諸収入	21,658	過年度収入	21,658	1	21,659
合計	5,202,474				

(目的別歳出)

(単位：千円・%)

款	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
1 議 会 費	898,071	4,411	902,482	0.4	0.4	
2 総 務 費	22,757,125	387,589	23,144,714	10.3	10.2	
3 民 生 費	78,485,393	2,895,456	81,380,849	35.5	36.0	
4 衛 生 費	21,116,853	326,039	21,442,892	9.6	9.5	
5 労 働 費	365,785	4,117	369,902	0.2	0.2	
6 農 林 水 産 業 費	3,588,365	3,474	3,591,839	1.6	1.6	
7 商 工 費	4,416,543	1,078,047	5,494,590	2.0	2.4	
8 土 木 費	34,252,792	146,656	34,399,448	15.5	15.2	
9 消 防 費	12,037,233	252,995	12,290,228	5.4	5.4	
10 教 育 費	34,916,608	103,690	35,020,298	15.8	15.5	
11 災 害 復 旧 費	728,384	0	728,384	0.3	0.3	
12 公 債 費	6,954,426	0	6,954,426	3.1	3.1	
13 諸 支 出 金	1	0	1	0.0	0.0	
14 予 備 費	500,000	0	500,000	0.2	0.2	
合 計	221,017,579	5,202,474	226,220,053	100.0	100.0	

歳出の内訳

(単位：千円)

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
1 議会費	4,411	人件費（議員）	2,129	590,051	592,180
		人件費（一般職）	2,282	174,061	176,343
2 総務費	387,589	人件費（特別職・一般職）	260,774	5,650,051	5,910,825
		人件費（児童手当）	43,655	240,420	284,075
		庁舎管理事務費	25,756	664,673	690,429
		総務管理費 過年度国県支出金返還金	57,404	0	57,404
3 民生費	2,895,456	人件費（一般職）	369,661	6,773,651	7,143,312
		居宅介護費	548,123	2,047,934	2,596,057
		就労継続支援費	573,318	1,945,201	2,518,519
		私立こども園 運営費補助金	73,663	414,000	487,663
		私立認定こども園 運営費補助金	95,156	1,716,552	1,811,708
		私立認定こども園 施設整備費補助金 創設等事業	3,897	82,782	86,679
		志賀子どもつどいの広場 管理運営費	566	5,353	5,919
		柳川瀬子どもつどいの広場 管理運営費	358	21,025	21,383
		教育・保育給付費	413,894	5,848,342	6,262,236
		こども園管理運営費	23,817	429,005	452,822
		こども園給食運営費	38,545	912,938	951,483
		社会福祉費 過年度国県支出金返還金	198,655	0	198,655
		障がい者福祉費 過年度国県支出金返還金	79,152	0	79,152
		老人福祉費 過年度国県支出金返還金	4	0	4
		児童福祉費 過年度国県支出金返還金	446,012	0	446,012
		国民健康保険 特別会計繰出金	18,545	2,438,330	2,456,875
		介護保険 特別会計繰出金	7,957	4,365,217	4,373,174
		後期高齢者 特別会計繰出金	4,133	1,076,801	1,080,934

款	補正額	内 訳			
			補正額	補正前	補正後
4 衛生費	326,039	人件費（一般職）	243,443	2,761,870	3,005,313
		保健衛生費 過年度国県支出金返還金	77,108	0	77,108
		母子保健費 過年度国県支出金返還金	5,488	0	5,488
5 労働費	4,117	人件費（一般職）	4,117	78,687	82,804
6 農林水産業費	3,474	人件費（一般職）	△ 15,513	602,915	587,402
		農地集積推進補助金	16,954	0	16,954
		卸売市場 特別会計繰出金	2,033	114,665	116,698
7 商工費	1,078,047	人件費（一般職）	76,684	398,867	475,551
		プレミアム商品券 発行事業負担金	500,000	0	500,000
		商店街等プレミアム商品券 発行事業補助金	500,000	0	500,000
		観光まちづくり推進費	2,000	10,500	12,500
		産業用地造成事業 特別会計繰出金	△ 637	26,985	26,348
8 土木費	146,656	人件費（一般職）	97,240	2,670,140	2,767,380
		駐車場整備計画策定費	11,000	9,000	20,000
		公園樹木管理費	32,150	82,736	114,886
		市営住宅管理事務費	22,440	330,309	352,749
		都市計画事業土地区画整理 特別会計繰出金	△ 16,929	522,972	506,043
		分譲住宅建設事業 特別会計繰出金	755	5,760	6,515
9 消防費	252,995	人件費（一般職）	252,995	5,163,426	5,416,421
10 教育費	103,690	人件費（特別職・一般職）	36,359	2,077,684	2,114,043
		こども園管理運営費	8,591	41,409	50,000
		こども園給食運営費	4,988	109,641	114,629
		給食材料費	44,966	981,408	1,026,374
		学校給食協会委託費	4,015	1,657,894	1,661,909
		アジア競技大会開催支援費	4,771	1,559	6,330
合計	5,202,474				

継続費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
3 民生費	4 児童福祉費	私立認定こども園施設整備費補助事業	413,914	令和6	331,132	417,811	令和6	331,132
				7	82,782		7	86,679
4 衛生費	3 清掃費	渡刈クリーンセンター設備改修事業	6,963,700	4	47,900	7,119,156	4	47,900
				5	1,483,000		5	1,483,000
				6	1,175,500		6	1,175,500
				7	2,527,600		7	2,527,600
				8	1,729,700		8	1,885,156

繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム標準準拠システム移行業務委託事業	3,432
7 商工費	1 商工費	商店街等プレミアム商品券発行補助事業	500,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道改良事業 （市道旧宮上知立2号線）	21,000
		市道改良事業 （市道四郷25号線外1路線）	11,000
	5 都市計画費	総合都市交通体系調査事業	7,800
		駐車場整備計画策定事業	20,000
10 教育費	6 学校教育費	中部給食センター一 天吊り消毒保管庫修繕事業	4,191
		足助給食センター一 昇降機修繕事業	1,980

債務負担行為補正（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
公 用 車 借 上 （ 令 和 8 年 度 分 ）	令和8年度から 令和15年度まで	24,612
行政職新規採用職員等研修事業	令和8年度	3,288
ふるさと寄附金支援業務委託事業	令和8年度	ふるさと寄附金額 の7.7%の事務委託 料に返礼品の調達 及び発送費用を加 算した額
アジア・アジアパラ競技大会 フレンドシップ事業	令和8年度	10,300
移住定住・住民自治相談支援事業	令和8年度	26,100
足助スクールバス運行委託事業	令和8年度	81,909
旧田口家住宅修繕活用事業	令和8年度	13,750
面ノ木風力発電所風車本体撤去委託事業	令和8年度	140,000
共同受注窓口等業務委託事業	令和8年度から 令和10年度まで	32,256
古瀬間聖苑改修計画策定業務委託事業	令和8年度	20,000
公共施設太陽光発電設備借上 （環境センターほか）	令和8年度から 令和25年度まで	783,156
公共施設太陽光発電設備整備事業 （駒場小学校ほか）	令和8年度	260,600
女性しごとテラス運営業務委託事業	令和8年度	40,775

債務負担行為補正（追加）つづき

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ENJOY! RALLY モーターフェスタ 開 催 負 担 事 業	令和8年度	35,000
とよたビジネスフェア開催負担事業	令和8年度	8,800
桜 ツ ー リ ズ ム 推 進 事 業	令和8年度	5,000
岡崎特別支援学校スクールバス運行委託事業	令和8年度	15,939
旭スクールバス等運行委託事業	令和8年度	203,530
アジア・アジアパラ競技大会 イ ベ ン ト 開 催 負 担 事 業	令和8年度	60,000
2026カヌースラロームジャパンカップ 開 催 負 担 事 業	令和8年度	3,000
地域体育館等空調設備整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,370,000

(性質別歳出)

(単位：千円・%)

区 分	補正前の額	補正額	計	補正前 構成比	補正後 構成比	備 考
人 件 費	36,974,536	1,373,826	38,348,362	16.7	17.0	
物 件 費	44,882,026	150,601	45,032,627	20.3	19.9	
維 持 補 修 費	4,154,343	0	4,154,343	1.9	1.8	
扶 助 費	43,568,425	1,597,697	45,166,122	19.7	20.0	
補 助 費 等	27,742,548	2,049,596	29,792,144	12.6	13.2	
普通建設事業費	45,490,005	14,897	45,504,902	20.6	20.1	
災害復旧事業費	728,384	0	728,384	0.3	0.3	
公 債 費	6,954,426	0	6,954,426	3.1	3.1	
積 立 金	136,329	0	136,329	0.1	0.1	
投資及び出資金	1,018,811	0	1,018,811	0.5	0.5	
貸 付 金	314,000	0	314,000	0.1	0.1	
繰 出 金	8,553,746	15,857	8,569,603	3.9	3.8	
予 備 費	500,000	0	500,000	0.2	0.2	
合 計	221,017,579	5,202,474	226,220,053	100.0	100.0	

(単位：千円)

議案第140号 国民健康保険	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 国民健康保険税	6,891,967	0	6,891,967
	2 国庫支出金	2	0	2
	3 県支出金	21,479,060	0	21,479,060
	4 財産収入	4,030	0	4,030
	5 繰入金	3,819,983	18,545	3,838,528
	6 繰越金	20,000	133,892	153,892
	7 諸収入	91,067	0	91,067
	合計	32,306,109	152,437	32,458,546
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	505,679	18,545	524,224
	2 保険給付費	20,938,796	0	20,938,796
	3 国民健康保険事業費納付金	10,445,351	129,892	10,575,243
4 保健事業費	367,251	0	367,251	
5 基金積立金	4,030	0	4,030	
6 諸支出金	40,002	4,000	44,002	
7 予備費	5,000	0	5,000	
合計	32,306,109	152,437	32,458,546	

(単位：千円)

議案第141号 都市計画事業 土地区画整理 (土 橋)	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 負担金	55,000	0	55,000
	3 使用料及び手数料	50	0	50
	4 繰入金	215,786	△ 15,515	200,271
	5 繰越金	1	0	1
	6 諸収入	400	0	400
	合計	271,238	△ 15,515	255,723
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 土橋土地区画整理費	271,238	△ 15,515	255,723
	合計	271,238	△ 15,515	255,723
	都市計画事業 土地区画整理 (花 園)	(歳入)		
款		補正前の額	補正額	計
1 事業収入		180,000	0	180,000
2 負担金		81,700	0	81,700
3 使用料及び手数料		70	0	70
4 繰入金		307,186	△ 1,414	305,772
5 繰越金		1	0	1
6 諸収入		1,511	0	1,511
合計		570,468	△ 1,414	569,054
(歳出)				
款		補正前の額	補正額	計
1 花園土地区画整理費		570,468	△ 1,414	569,054
合計		570,468	△ 1,414	569,054

(単位：千円)

議案第142号 分譲住宅 建設事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 事業収入	1	0	1
	2 使用料及び手数料	30	0	30
	3 繰入金	5,760	755	6,515
	4 繰越金	1	0	1
	5 諸収入	9	0	9
	合計	5,801	755	6,556
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 宅地造成費	5,701	755	6,456
	2 予備費	100	0	100
	合計	5,801	755	6,556
議案第143号 卸売市場	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 使用料及び手数料	87,942	0	87,942
	2 繰入金	114,665	2,033	116,698
	3 繰越金	1	0	1
	4 諸収入	65,673	0	65,673
	合計	268,281	2,033	270,314
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 卸売市場費	267,781	2,033	269,814
	2 予備費	500	0	500
	合計	268,281	2,033	270,314

(単位：千円)

議案第144号 介護保険事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 保険料	7,186,874	0	7,186,874
	2 手数料	1,360	0	1,360
	3 国庫支出金	5,242,780	464	5,243,244
	4 支払基金交付金	7,426,331	626	7,426,957
	5 県支出金	3,918,165	290	3,918,455
	6 財産収入	28,638	0	28,638
	7 寄附金	1	0	1
	8 繰入金	4,999,942	8,604	5,008,546
	9 繰越金	1	0	1
	10 諸収入	17,207	0	17,207
	合計	28,821,299	9,984	28,831,283
	(歳出)			
款	補正前の額	補正額	計	
1 総務費	744,707	7,667	752,374	
2 保険給付費	26,584,262	0	26,584,262	
3 地域支援事業費	1,468,481	2,317	1,470,798	
4 基金積立金	1	0	1	
5 諸支出金	13,848	0	13,848	
6 予備費	10,000	0	10,000	
合計	28,821,299	9,984	28,831,283	

(単位：千円)

議案第145号 後期高齢者医療	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 後期高齢者医療保険料	7,486,093	0	7,486,093
	2 繰入金	1,076,801	4,133	1,080,934
	3 繰越金	1,000	0	1,000
	4 諸収入	18,518	0	18,518
	合計	8,582,412	4,133	8,586,545
	(歳出)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 総務費	152,200	4,133	156,333
2 広域連合納付金	8,415,859	0	8,415,859	
3 諸支出金	14,353	0	14,353	
合計	8,582,412	4,133	8,586,545	
議案第146号 産業用地 造成事業	(歳入)			
	款	補正前の額	補正額	計
	1 繰入金	26,985	△637	26,348
	2 繰越金	1	0	1
	3 諸収入	14	0	14
	合計	27,000	△637	26,363
	(歳出)			
款	補正前の額	補正額	計	
1 産業用地造成費	27,000	△637	26,363	
合計	27,000	△637	26,363	

令和 7 年 1 2 月市議会定例会
提 出 議 案 の 要 旨

目 次

議決案件 1

資料作成 令和 7 年 1 2 月 4 日

議決

議案第179号 豊田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

【要旨】

児童福祉法の一部改正並びに乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の制定及び一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定める。

1 乳児等通園支援事業者の一般原則

- (1) 暴力団員若しくは暴力団関係者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体は、乳児等通園支援事業者となることができない。
- (2) (1)を除くほか、乳児等通園支援事業者の一般原則に係る基準は、内閣府令で定める基準のとおりとする。

2 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準

- (1) 乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (2) (1)を除くほか、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備に係る基準は、内閣府令で定める基準のとおりとする。

3 一般型乳児等通園支援事業所の職員の配置に係る基準

- (1) 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね5人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
- (2) (1)を除くほか、一般型乳児等通園支援事業所の職員の配置に係る基準は、内閣府令で定める基準のとおりとする。

4 乳児等通園支援の内容

乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

5 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準

余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次に掲げる施設又は事業所の区分に応じて定めるところによる。

- (1) 保育所 豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 豊田市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

- (3) 幼保連携型認定こども園 豊田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 豊田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

6 その他の基準

1から5までを除くほか、乳児等通園支援事業の次に掲げる事項の基準は、内閣府令で定める基準のとおりとする。

- (1) 最低基準の目的、最低基準の向上、最低基準と乳児等通園支援事業者、乳児等通園支援事業者と非常災害、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認
- (2) 乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件、乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等
- (3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
- (4) 利用乳幼児を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等、食事
- (5) 乳児等通園支援事業所内部の規程、乳児等通園支援事業所に備える帳簿、秘密保持等、苦情への対応
- (6) 乳児等通園支援事業の区分
- (7) 一般型乳児等通園支援事業所における設備及び職員の基準の特例
- (8) 保護者との連絡
- (9) 余裕活用型乳児等通園支援事業所における設備及び職員の基準
- (10) 電磁的記録

【備考】

1 施行期日

- (1) (2) を除く規定 公布の日
- (2) 要旨6(7) 令和8年4月1日

2 乳児等通園支援事業

保育所等において、乳児又は幼児であって満3歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業

3 一般型乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業のうち、余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないもの

4 余裕活用型乳児等通園支援事業

保育所等において、当該施設等を利用する児童の数がその施設等に係る利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数に満たない数の範囲で乳児等通園支援事業を行うもの

【担当課：保育課】

議案第180号 豊田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

【要旨】

子ども・子育て支援法の一部改正及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関し、必要な事項を定める。

1 特定乳児等通園支援事業者の一般原則

- (1) 暴力団員若しくは暴力団関係者又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体は、特定乳児等通園支援事業所を設置し、若しくは運営し、又は特定乳児等通園支援事業者となることができない。
- (2) (1)を除くほか、特定乳児等通園支援事業者の一般原則に係る基準は、内閣府令で定める基準のとおりとする。

2 特定乳児等通園支援の取扱方針

特定乳児等通園支援事業者は、豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

3 その他の基準

1及び2を除くほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する次に掲げる事項の基準は、内閣府令で定める基準のとおりとする。

- (1) 利用定員に関する基準
- (2) 面談、正当な理由のない提供拒否の禁止、あっせん及び要請に対する協力、乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認、乳児等支援給付認定の申請に係る援助、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 支払、乳児等支援給付費の額に係る通知等
- (4) 特定乳児等通園支援に関する評価等
- (5) 相談及び援助、緊急時等の対応、乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知
- (6) 運営規程、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、掲示等
- (7) 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則、虐待等の禁止
- (8) 秘密保持等、情報の提供等、利益供与等の禁止、苦情解決、地域との連携等
- (9) 事故発生の防止及び発生時の対応
- (10) 会計の区分、記録の整備等
- (11) 電磁的記録等

【備考】

1 施行期日 令和8年4月1日

2 乳児等通園支援

乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助

3 特定乳児等通園支援事業者

乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けたもの。なお、当該事業者は、市町村の条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準に従って乳児等通園支援を提供しなければならない。

4 乳児等支援給付費

乳児等支援給付に係る認定を受けた保護者が特定乳児等支援事業者の行う乳児等通園支援を利用したときに、市町村から当該保護者に対して支給される給付費

【担当課：保育課】